住所　奈良市北永井町365番地
ユリ・ナカガワ　昭和56年6月11日生
住所　奈良県生駒郡安堵町大字西安堵9番地7
カリナ・ハルミ・テラダ・ウカワ　昭和59年6月1日生
住所　浜松市西区雄踏2丁目8番24号
マルコス・コウイチ・ワタナベ　昭和43年1月2日生
サンドラ・ミドリ・ワタナベ　昭和45年5月5日生
リュウジ・ワタナベ　平成6年6月5日生
ダニエリ・ナツミ・ワタナベ　平成8年7月21日生
アレサンドラ・ユイカ・ワタナベ　平成11年8月15日生
ユウタ・ワタナベ　平成15年9月13日生
住所　愛知県春日井市柏原町5丁目42番地
吳成三　昭和51年6月21日生
住所　埼玉県熊谷市弥藤吾959番地7
グェン・ティ・トゥイ・ジュン　昭和62年4月27日生
住所　埼玉県本庄市朝日町3丁目20番12号
ハルミ・エスミラ・フェルナンデス・ペレス　平成元年6月6日生
住所　山口市小郡上郷2560番地574
韓小軍　昭和44年8月16日生
住所　東京都新宿区戸山2丁目33番917号
陶拯中　昭和28年7月26日生
住所　東京都千代田区西神田2丁目7番5号
曹徳弼　昭和33年6月6日生
曹嫣庭　平成10年8月31日生
住所　東京都江東区豊洲4丁目11番20―1103号
夏燊　昭和42年11月5日生
曹婉庭　平成16年3月26日生
住所　東京都台東区浅草橋3丁目22番8―1001号
邵暁全　昭和46年2月19日生
住所　東京都三鷹市上連雀7丁目6番19号
趙文晶　昭和61年7月14日生
住所　群馬県伊勢崎市三室町4127番地2
ユリウス・ショイチ・アウガクボ　昭和50年10月15日生
住所　静岡県御殿場市印野1673番地5
ホルヘ・ルイス・ヒガ・ヤマシロ　昭和41年8月16日生
セルマ・サダエ・ヒガ・ヤマシロ　昭和34年9月21日生
ロベルト・ヨシヒコ・キタバヤシ・ヒガ・ヤマシロ　平成9年6月24日生
住所　東京都江戸川区東葛西8丁目30番9号
リカルド・リョウイチ・キタバヤシ・ヒガ　平成3年12月6日生
住所　長野県木曽郡南木曽町読書2725番地2
**裵洋子**　昭和39年12月2日生
住所　長野県木曽郡南木曽町読書2725番地2
**裵仁植**　昭和35年3月30日生
住所　三重県四日市市富田4丁目5番19―602号
池美玉　昭和46年12月2日生
住所　山形県寒河江市末広町2番11号
金京虎　昭和61年5月29日生
住所　愛知県春日井市下市場町4丁目11番地2
王迎秋　昭和46年8月7日生
**申念永**　平成5年11月11日生
住所　愛知県豊橋市弥生町字中原76番地7
カオロ・テルヤ　昭和34年11月27日生
セリア・カズエ・モトバヤシ・テルヤ　昭和36年11月23日生
デボラ・カオリ・テルヤ　平成6年4月10日生
グレース・キヨコ・テルヤ　平成7年7月5日生
ダニエル・カズト・テルヤ　平成9年8月14日生
住所　愛知県東海市横須賀町狐塚12番地1
王饒九　昭和44年1月6日生
孫燕　昭和44年5月26日生
王淳　平成9年3月24日生
王瀟　平成13年4月30日生
住所　千葉県八千代市八千代台東3丁目3番8号
ラッセル・ミー・アボアボ・レボンテ　平成15年8月10日生
住所　茨城県筑西市松原2705番地2
李琴蘭　昭和47年4月8日生
住所　茨城県ひたちなか市大字高場1621番地13
ザヒルル・ペペリ　昭和48年1月1日生
住所　山口県山陽小野田市大字小野田873番地2
瓜生ヒトミ　昭和27年1月31日生
住所　山口県山陽小野田市大字小野田873番地2
金文秀　昭和52年11月3日生

**○外務省告示第四百三十五号**

ウガンダ共和国政府は、昭和二十三年三月六日にジュネーブで作成された「国際海事機関条約」の受諾書を平成二十一年六月三十日に国際連合事務総長に寄託した。よって、ウガンダ共和国は、同日に同条約の当事国となり、国際海事機関の加盟国となった。

（平成二十一年六月三十日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十二年十月十二日

外務大臣　前原　誠司

**○外務省告示第四百三十六号**

ナイジェリア連邦共和国政府及び社会主義人民リビア・アラブ国政府は、昭和五十年一月十四日にニューヨークで署名のために開放された「宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約」の加入書を、それぞれ、平成二十一年七月六日及び平成二十二年一月八日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、ナイジェリア連邦共和国及び社会主義人民リビア・アラブ国について、それぞれ寄託の日に効力を生じた。

（平成二十一年七月六日付け及び平成二十二年一月二十七日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十二年十月十二日

外務大臣　前原　誠司

**○外務省告示第四百三十七号**

トンガ王国政府は、平成元年三月二十二日にバーゼルで作成された「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」の加入書を平成二十二年三月二十六日に国際連合事務総長に寄託した。よって、同条約は、平成二十二年六月二十四日にトンガ王国について効力を生じた。

（平成二十二年三月二十六日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十二年十月十二日

外務大臣　前原　誠司

**○農林水産省告示第千七百七十四号**

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十二条第一項の規定に基づき、動物用生物学的製剤基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十二年十月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千七百七十五号**

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十二条第一項の規定に基づき、昭和三十六年二月一日農林省告示第六十六号（薬事法第四十三条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する医薬品を定める等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十二年十月十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

ただし書中⑼を⑾とし、⑻から⑽までを二ずつ繰り下げ、⑺の次に次のように加える。

⑻　豚オーエスキー病（gI－、tk＋）生ワクチン（シード）

⑼　豚オーエスキー病（gI－、tk＋）生ワクチン（アジュバント加溶解用液）（シード）

**○国土交通省告示第千百五十七号**

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第百八十八条第一項の規定により東京都市計画防災街区整備事業京島三丁目地区防災街区整備事業の施行規程及び事業計画の変更を認可したので、同条第四項において準用する同法第四十三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十二年十月十二日

国土交通大臣　馬淵　澄夫

一　防災街区整備事業の名称
東京都市計画防災街区整備事業京島三丁目地区防災街区整備事業

二　事業施行期間
事業計画認可の公告の日から平成二十五年度末まで

三　施行地区
東京都墨田区京島三丁目の一部

四　施行者の名称
独立行政法人都市再生機構